

商品名		納税準備預金	通知預金
販売対象		・法人および個人の方	
期間		・期間の定めはありません。	・期間の定めはありません。ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です。
預入	(1) 預入方法	・随時預入できます。	・一括預入
	(2) 預入金額	・1円以上	・1万円以上
	(3) 預入単位	・1円単位	・1円単位
払戻方法		・原則として租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます。	・据置期間経過後は、随時解約(払戻し)できます。ただし、解約する日の2日前までにご通知ください。
利息	(1) 適用金利	・変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。	
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日 に元金に組入れます。	・解約時(払戻時)に一括してお支払いします。
	(3) 計算方法	・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、 付利単位を100円とし、利息を計算します。	・1年365日とする日割計算 付利単位を100円として利息を計算します。
税金		・お利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかり、法人は総合課税となります。	・個人のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優利用の場合を除きます。) ・法人は総合課税となります。
手数料		・手数料はかかりません。	
付加できる特約事項		_____	・個人はマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い		_____	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法		・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:06-6267-1636)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を解決する方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 	
その他参考となる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 	_____
		<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。) 	